

4 就学に関わる関係者に求められるもの

【ポイント】

▶相談担当者の心構えと求められる専門性

(1) 就学先決定までのプロセスに関わる者として

就学先決定までのプロセスに関わる者は、障がいのある子どもの成長・発達の可能性を探る視点をもって、子どもが自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自覚を強くもつことが必要である。

(2) 相談担当者の心構えと求められる専門性

○ 保護者支援におけるカウンセリングマインドの発揮

教育相談担当者は、保護者の心情や、子どもの現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切です。

教育相談においては、障がいの有無や原因を見つけるのではなく、保護者の抱えている悩みを受け止めるという姿勢が必要です。そのためには、子どもの障がいやできないこと、問題となる行動にばかり目を向けるのではなく、子どもができるようになったこと、得意なことや好きなことを見つけたり、保護者がうまく関わっている点などを評価したりするなどして、保護者の不安を和らげることに配慮することが大切です。

○ 教育相談の目的

教育相談は、その後の適切な教育・支援のための方向性を話し合うことが目的であり、子どもの可能性を最大限伸ばさせるための教育的対応の在り方や家庭での支援について、地域や学校における基礎的環境整備の状況や提供可能な合理的配慮の内容を踏まえ、保護者とともに合意形成を図っていくことが求められます。

(3) 関係者に求められること

○ 乳児期・幼児期の保育等担当者に求められること

障がいのある子どもを担当している認定こども園・幼稚園・保育所等の担当者は、子どもと接する時間が長く、学習面や行動面における特別な教育的支援が必要なことに早期に気付くことが可能です。個別の教育支援計画等の作成を通して、実態の的確な把握（アセスメント）や必要な支援の内容を複数の担当者で検討したり、よりよい個別の教育支援計画等を作るために専門家等の活用を図ったりするなどして、具体的な対応を組織的に進めることが大切です。

なお、子どもの実態の的確な把握については、保護者との信頼関係作りの取組を通じて、家庭での気付きも大切にしながら情報を保護者と共有し、特別な支援を必要とすることについて、保護者の理解を得ることが大切です。

○ 相談担当者に求められること

相談担当者は、障がいがある子どもの保護者にとって、教育だけでなく、むしろ幅広く「子育て」という視点で、我が子の指導や支援についてのアドバイスを与えてくれる存在でもあり、そのため、相談担当者自身が、日頃から学校や教育委員会と連携し、最新の情報を把握しておくことが大切です。

○ 医療・福祉・保健担当者（保健師等）に求められること

保健所、福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、発達障害者支援センター等の担当者も障がいのある子どもについての相談に応じることとなりますが、相談がその先の教育支援につながるように、市町村に設置されている特別支援に関する連携協議会等を有効に活用し、障がいのある子どもの情報を共有し、地域で子供を支えていくという体制作りをすることが大切です。

○ 学校関係者に求められること

小中学校等及び特別支援学校についても、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障がいのある子どもへの教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められ、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められています。

特に、発達障がいに関する一定の知識・技能は、多くの小中学校等の通常の学級に発達障がいの可能性のある子どもの多くが在籍していることから、必須です。

また、特別支援学校については、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障がいのある子どもへの指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能、障がいのある子供への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有しており、その一層の充実を図るとともに、更なる専門性の向上に取り組む必要があります。

活用資料：【資料5-1】